

# こころ三清荘ショートステイ 料金表

利用料金の目安は、下記の

令和3年4月1日

「①基本料金」+「②居住費・食費」+「③必要に応じて頂く加算」でご確認ください。

※1単位…10.55円(5級地)

※端数処理の為、実際の金額とは異なることがあります。おおよその金額の目安としてご確認ください。

## ①基本料金

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位	523単位	649単位	696単位	764単位	838単位	908単位	976単位
基本料金(月額 1割負担分)	552円	685円	735円	806円	884円	958円	1,030円
基本料金(月額 2割負担分)	1,104円	1,370円	1,469円	1,612円	1,768円	1,916円	2,060円
基本料金(月額 3割負担分)	1,656円	2,054円	2,203円	2,418円	2,652円	2,874円	3,089円

## ②居住費・食費

利用者負担段階		居住費 月額	食費 月額
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	820円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって上記の第2段階以外の人	1,310円	650円
第4段階	課税世帯	2,006円	1,392円

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設に入所したとき、または短期入所(ショートステイ)を利用したときの食費、居住費は原則自己負担となりますが、上の表にある世帯の所得状況により、各項目の負担限度額が認定され、それ以上を負担する必要はありません。負担限度額費用は全て月額です。減額できるのは、原則として申請された月の初日からとなります。

詳しくは各市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

## ③その他必要に応じて頂く加算の一例

加算項目	内容	単位数	金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している	4単位	5円	9円	13円
看護体制加算(Ⅱ)	置くべき看護職員の数を上回っている	8単位	9円	17円	26円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	施設で定められた夜勤帯の人数が基準を上回る	18単位	19円	38円	57円
送迎加算	利用者の心身の状態、家族の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者の対して自宅と事業所間の送迎を行う場合	184単位	195円	389円	583円
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士を1名以上配置している	12単位	13円	26円	38円
個別機能訓練加算	専従の機能訓練指導員を配置し、機能訓練計画を作成・実施した場合	56単位	59円	118円	177円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症日常生活自立度がⅢ以上であって認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者であること	200単位	211円	422円	633円
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めていること	120単位	127円	254円	380円
緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置づけられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合	90単位	95円	190円	285円
医療連携強化加算	看護体制加算Ⅱ算定、看護職員の定期的な巡視、急変時の医療提供の方針について利用者から合意を得ているなど	58単位	62円	123円	184円
療養食加算	病養食の提供を行った場合	8単位/回	9円	17円	26円
在宅中重度者受入加算	看護体制加算Ⅰを算定し、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合	421単位	445円	889円	1,333円
	看護体制加算Ⅱを算定し、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合	417単位	440円	880円	1,320円
	看護体制加算Ⅰ及びⅡをいずれも算定し、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合	413単位	436円	872円	1,308円
	看護体制加算を算定せず、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合	425単位	449円	897円	1,345円

加算項目	内容	単位数	金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士の占める割合が80%以上	22単位	23円	46円	69円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士の占める割合が60%以上	18単位	19円	38円	57円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士50%以上か常勤職員の占める割合が75%以上	6単位	7円	13円	19円
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) 所定単位数に8.3%を乗じた単位数 (Ⅱ) 所定単位数に6.0%を乗じた単位数 (Ⅲ) 所定単位数に3.3%を乗じた単位数				
特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数にサービス別加算(2.3%)を乗じた単位数				

注1 「金額」欄で特に記載のないものは日額です。

注2 端数処理の関係で、実際の請求金額と異なることがあります。

## こころ三清荘ショートステイの加算状況

- ・夜勤職員配置加算(Ⅱ) 18単位
  - ・送迎加算 184単位
  - ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位
  - ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (所定単位数に8.3%乗じた単位数)
  - ・特定処遇改善加算Ⅱ (所定単位数にサービス別加算2.3%を乗じた単位数)
- (サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算ともに区分支給限度基準額の算定に含まれません)

※状況によって変更している場合があります。ご利用の際は必ず確認をお願い致します。

利用料金は目安となっています。加算の追加、法改正や経済事情により変更になることがありますのでご注意ください。

不明な点がありましたら下記までお問合せください。

お問合せ先

〒731-5109

広島市佐伯区石内北一丁目1番11号

特別養護老人ホーム こころ三清荘

TEL : 082-962-9880

FAX : 082-962-9883